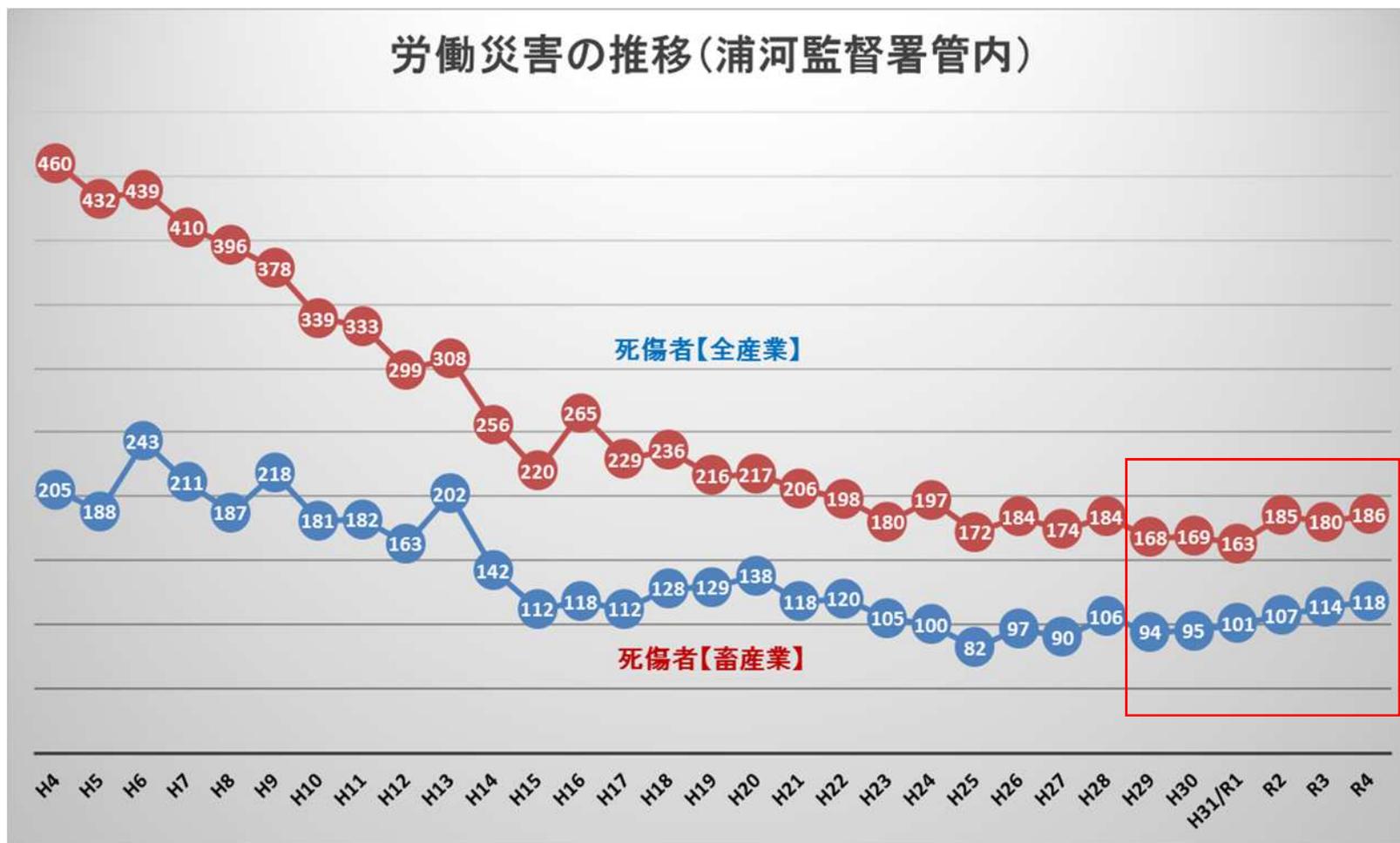


# 畜産業における労働災害発生状況・労働災害防止について

浦河労働基準監督署  
地方産業安全専門官 森部 俊亮

**労働者が  
元気に出社して、  
元気に帰る。**

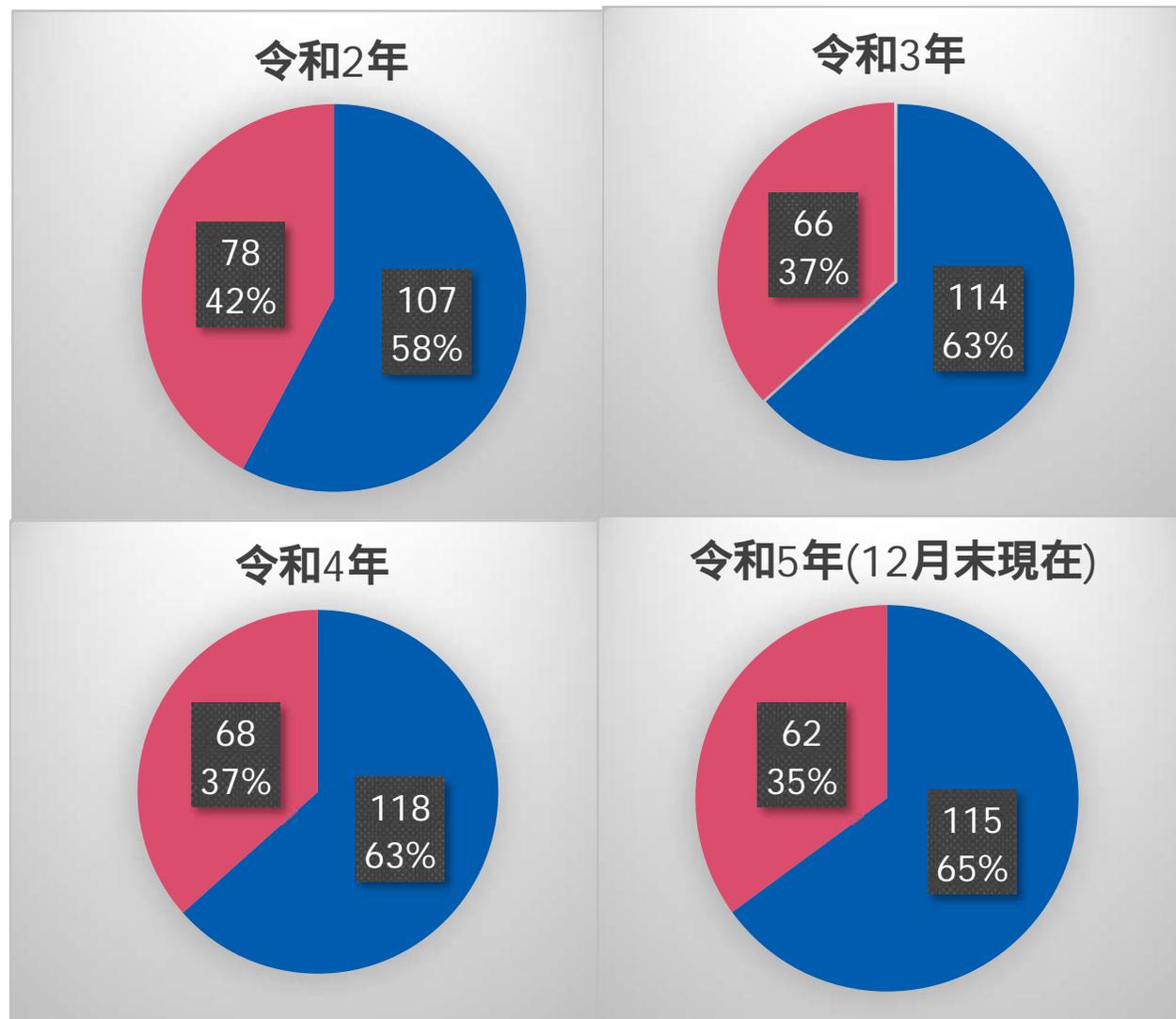
## 全産業における労働災害の内訳（休業4日以上）



令和4年は新型コロナウイルス感染症による休業を除く

- 20年以上前と比べると畜産業の労働災害は減少している。
- 直近6年間をみると、畜産業の災害は徐々に増加傾向である。

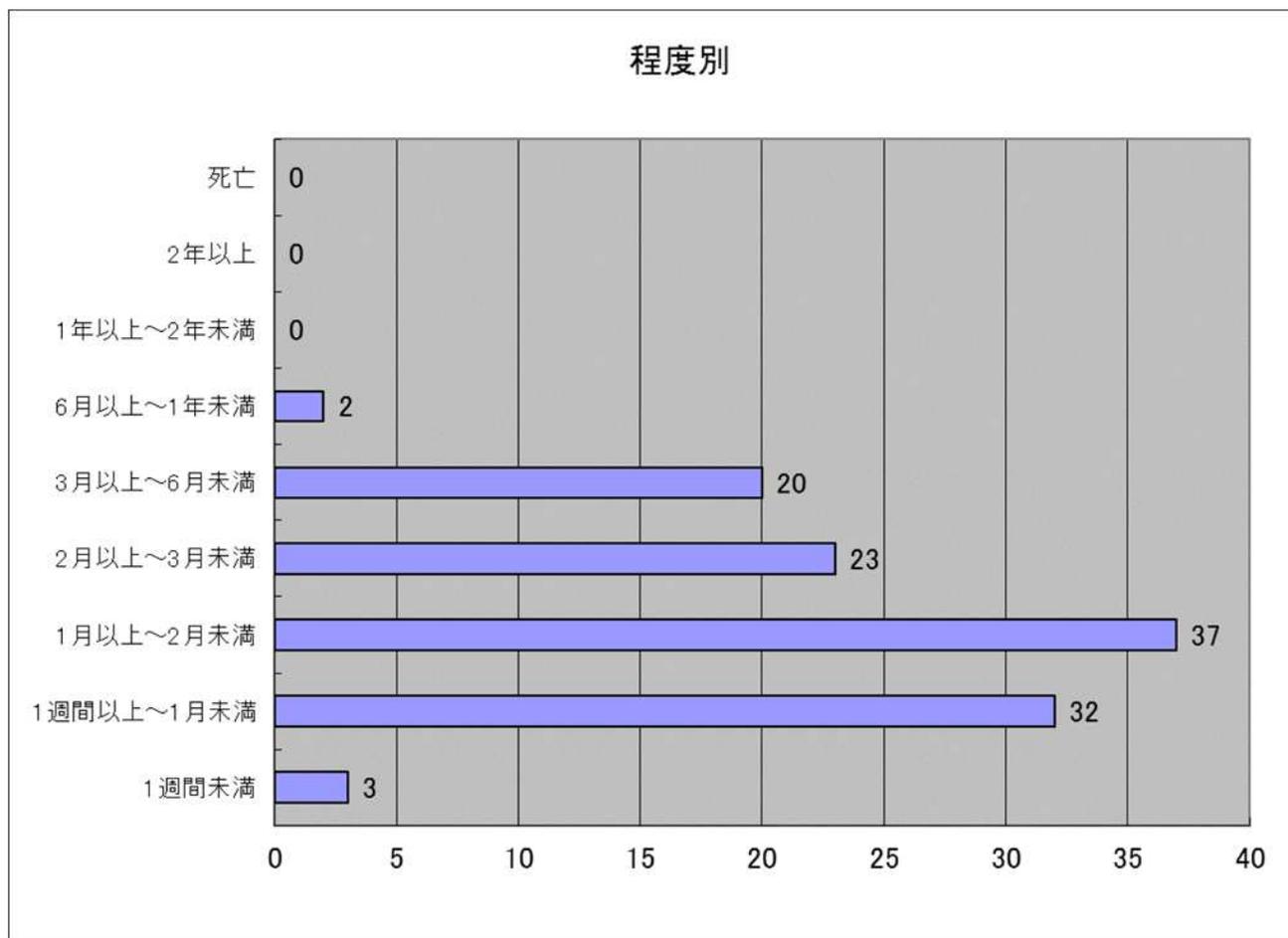
## 全産業における労働災害の内訳（直近3年 + 令和5年速報値）



■ 畜産業 ■ その他業種

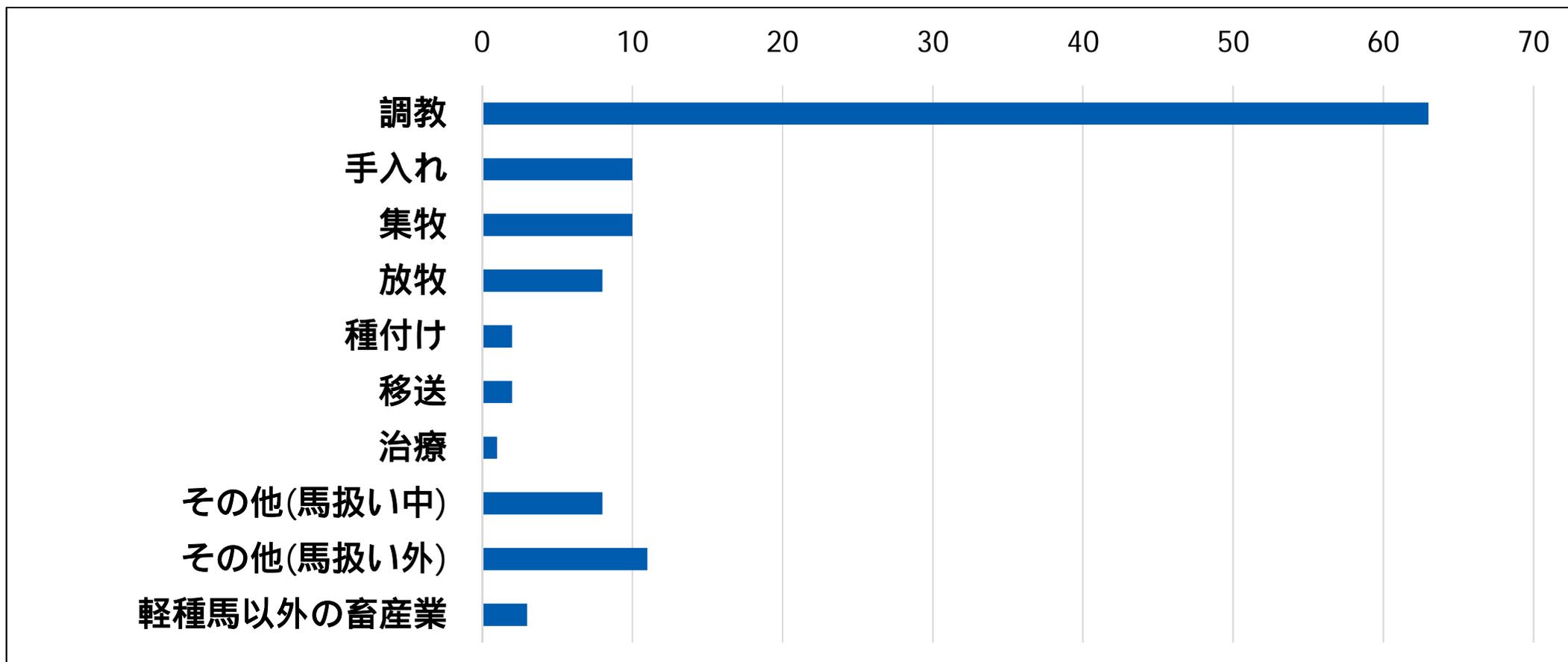
全業種の災害の  
およそ**6割**が  
畜産業に  
おける労働災害

## 労働災害発生時のけがの程度（令和4年、休業4日未満除く）



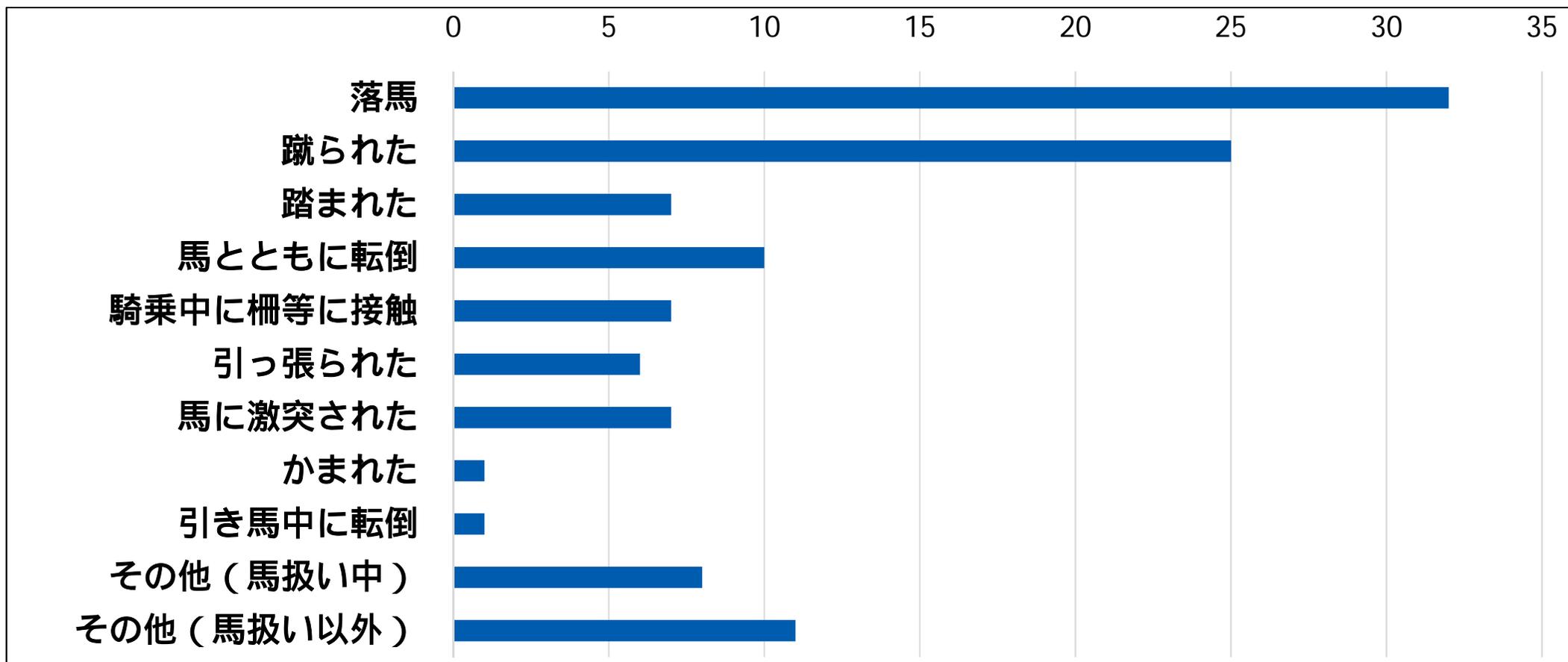
労働災害が発生すると、1か月以上の休業が必要な大けがを負う可能性が高い。

## 畜産業における労働災害発生時の作業の内訳（令和4年）



- 馬を取り扱う業務に関する災害が104件。
- その他の動物を取り扱う業務中に発生した災害が2件。
- 設備や環境による災害等、動物によらない災害が12件。

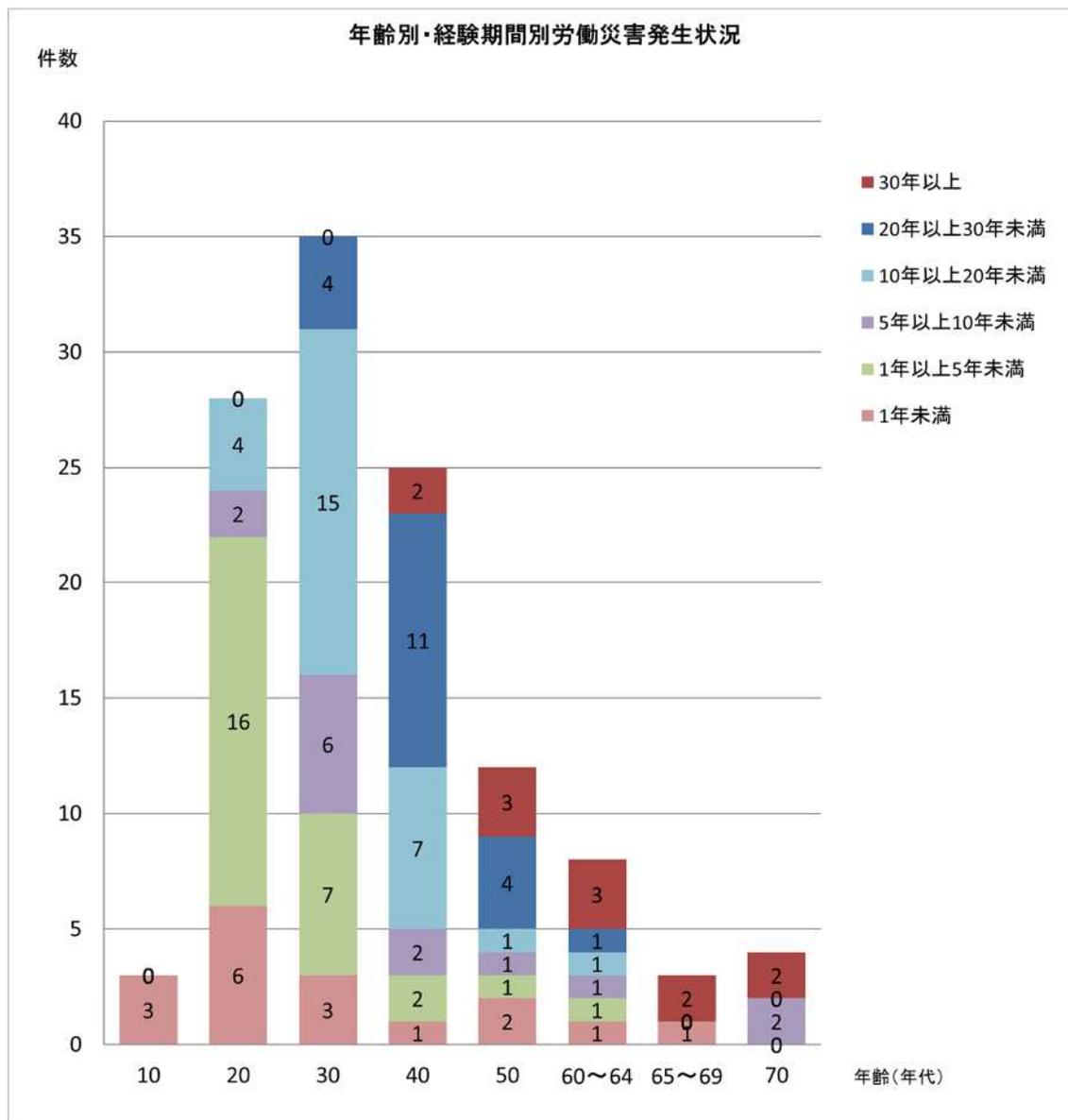
## 軽種馬産業における労働災害発生状況（令和4年）



- 調教中の災害は落馬が最も多く、次に馬とともに転倒が多い
- 集放牧、手入れ等においては蹴られた、踏まれた災害が多い

# 日高管内の畜産業の労働災害発生状況について

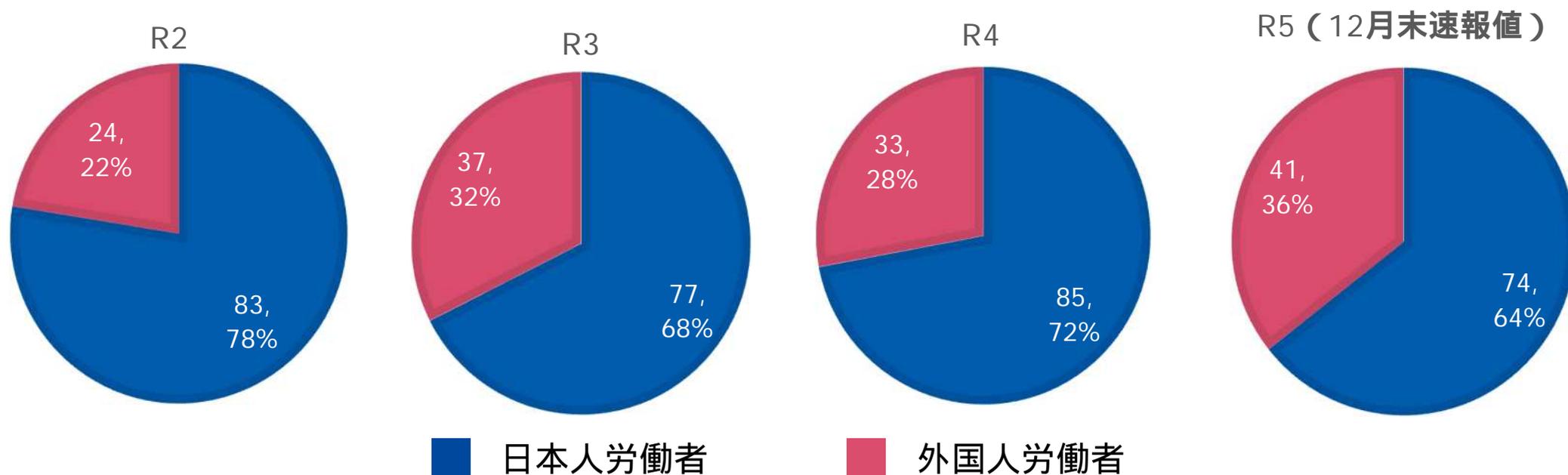
## 畜産業の労働災害の年齢、経験年数別統計（令和4年）



- 20～40代の災害が多い。
- その多くが経験年数の長い労働者である。  
（実際に馬に騎乗する労働者が多いと推定）

経験が長い方でも災害は起こっている。

## 畜産業における労働災害発生件数（外国人労働者）



被災者のうち外国人労働者の占める割合は増加傾向

### 労働災害が発生したら、再発防止対策を検討してください。

災害の発生原因について、人の状態や行動、馬（動物）の状態、設備や周囲の環境、教育等の観点から話し合う。

原因に対して、どのような対策が取りうるか検討する。

対策をしても発生を防ぎきれない災害については、けがの程度を軽症化する方法を検討する。

- 話し合いの経過や出された意見については記録に残す。
- 再発防止対策については労働者全員と共有する。



管理者や労働者の入れ替わりがあっても、将来に渡って対策できる。  
必要に応じて内容の見直しをする場合に参考にできる。

### < 災害事例 >

収牧時、曳いている馬が前に進まなくなったため、馬の少し前に出て進むよう促したところ、馬が被災者側によれて右足を踏まれた。安全長靴は着用していたが先芯の入っていない部分を踏まれた。

### < 原因についての検討 >

- 物見をしたり、前に馬がいないと歩かないなど、やや癖のある馬であった。
- 馬の癖については社内で共有していたが、馬を前に歩かせるために馬を曳く基本姿勢から逸脱して少し前に出てしまった。
- 被災者の習熟度に合わせ、少しずつ癖のある馬を曳く練習中であった。

### < 対策 >

- 熟練スタッフから馬曳きの技術について指導を行い、技術の向上と馬の特徴の把握に努める。
- 引き続き癖のある馬を曳く経験を積ませるとともに、けがをした当人として後輩の育成・指導ができるよう社内でフォローする。
- イレギュラーな状況になっても基本姿勢を守るよう指導する。
- 足の甲にもプロテクターのついた安全靴の採用を検討する。

## < 災害事例 >

馬場にて2歳馬に騎乗して速歩調教実施中、馬が何かに反応し突然暴れて何回も飛び跳ね、騎乗者がバランスを崩し地面に落馬。胸部を強打した。

## < 原因についての検討 >

- 飛び跳ねる行為は、馬の性格や精神面のイラつきによるものが大きいと推定される。
- 全休日明けであったため、興奮しやすい状態であったことも考えられる。

## < 対策 >

- 馬の挙動が安定しない場合は、騎乗前に十分な馬房内回転、ランジングを行う。
- 騎乗者全員に交代で騎乗訓練を実施する。
- 保護ベスト、ヘルメットの正しい着用について呼びかける。
- 馬場の凍結に注意し、適切なハロー掛けを行う。
- 事故発生時に迅速に対応するため、馬運動時にグラウンドスタッフを配置する。

落馬しそうになった場合の姿勢、落馬時の受け身の取り方を指導する事業場もあります。

## 作業に応じた保護具について

### 作業に応じた保護具 - ポイント -

#### < 馬(動物)を取り扱う作業 >

(乗馬用)ヘルメット

ゴーグル

ボディープロテクター

手袋

騎乗用ブーツ・安全靴・チャップス

#### < その他の作業 >

墜落時保護用ヘルメット(高所作業)

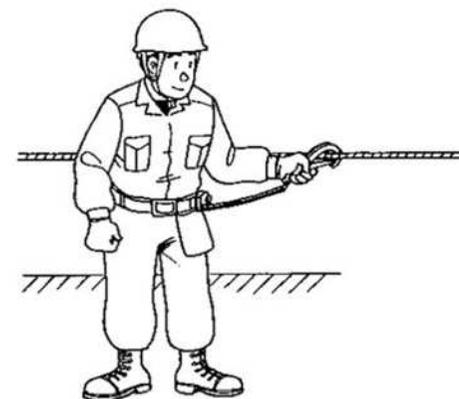
墜落制止用器具(安全帯)(同上)

防振手袋(刈払い作業)

安全靴・安全長靴(重量物取扱)

反射ベスト(夜間作業)

防じんマスク(厩舎清掃時等)



安全帯の使用例



スニーカータイプの安全靴

# 毎月の災害統計、再発防止対策好事例の掲載について

## 浦河労働基準監督署からのお知らせ

[https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/news\\_topics/kantokusho\\_oshirase\\_00005\\_15.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase_00005_15.html)

厚生労働省  
北海道労働局

ホーム

Google カスタム検索 検索

ニュース&トピックス 各種法令・制度・手続き 事例・統計情報 窓口案内 労働局について

北海道労働局 > ニュース&トピックス > 労働基準監督署からのお知らせ

## 労働基準監督署からのお知らせ

### 労働基準監督署一覧

各労働基準監督署からのお知らせはこちらからご参照ください。

- 札幌中央・札幌東労働基準監督署
- 札幌中央労働基準監督署
- 札幌東労働基準監督署
- 函館労働基準監督署
- 小樽労働基準監督署
- 岩見沢労働基準監督署
- 旭川労働基準監督署
- 帯広労働基準監督署
- 滝川労働基準監督署
- 北見労働基準監督署
- 室蘭労働基準監督署
- 苫小牧労働基準監督署
- 釧路労働基準監督署
- 名寄労働基準監督署
- 釧路労働基準監督署
- 稚内労働基準監督署
- 浦河労働基準監督署
- 倶知安労働基準監督支署

クリック

ニュース&トピックス

- 新着情報
- イベント
- 報道発表資料
- 労働局からのお知らせ
- 労働基準監督署からのお知らせ
- ハローワークからのお知らせ

お役立ち情報

- 法令・様式集
- 調達・売払情報
- 電子申請(e-Gov)
- 労働保険関係(申告・納付・年度更新)

検索エンジンにて「浦河労働基準監督署からのお知らせ」と検索

北海道労働局ホームページの「労働基準監督署からのお知らせ」のサイトをクリック

「労働基準監督署一覧」から、「浦河労働基準監督署」をクリック

# 毎月の災害統計、再発防止対策好事例の掲載について

## 浦河労働基準監督署からのお知らせ

[https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/news\\_topics/kantokusho\\_oshirase\\_00005\\_15.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase_00005_15.html)

### 安全衛生に関するお知らせ

【軽種馬産業における労働災害再発防止対策書の提出について】

軽種馬産業における労働災害防止のため、再発防止対策書のご提出をお願いしております。  
以下に様式、記入例等を掲載いたしますので、ダウンロードの上担当あて提出をお願いいたします。

- [1 再発防止対策書](#)
- [2 議事録（例）](#)
- [3 再発防止対策書 記載例](#)
- [4 災害防止対策の検討項目例](#)

提出方法：①メールによる提出 又は ②郵送による提出

①メール送信先

[urakawa-kijun@mhlw.go.jp](mailto:urakawa-kijun@mhlw.go.jp)

②郵送による提出

057-0034

浦河郡浦河町堺町西1丁目3番31号

浦河労働基準監督署 監督・安衛課 あて

【労働災害の再発防止対策について（軽種馬産業以外）】

- [1 報告様式\(再発防止対策書\)](#)
- [2 再発防止対策検討会議議事録\(例\)](#)
- 提出方法、提出先は上記①、②と同じです。

【様式ダウンロード】

[安全衛生管理計画書（参考様式）](#)

[労働災害防止対策にかかる取組状況調査票](#)

[メンタルヘルス対策の実施状況調査票](#)

【労働災害発生状況】

令和6年1月更新 [労働災害発生状況、今月のコメント](#)  
令和5年12月更新 [労働災害発生状況、今月のコメント](#)  
令和5年11月更新 [労働災害発生状況、今月のコメント](#)  
令和5年10月更新 [労働災害発生状況、今月のコメント](#)  
令和5年9月更新 [労働災害発生状況、今月のコメント](#)  
令和5年8月更新 [労働災害発生状況、今月のコメント](#)  
令和5年7月更新 [労働災害発生状況、今月のコメント](#)  
令和5年6月更新 [労働災害発生状況、今月のコメント](#)  
令和5年5月更新 [労働災害発生状況、今月のコメント](#)  
令和5年4月更新 [労働災害発生状況、今月のコメント](#)  
令和5年3月更新 [労働災害発生状況、今月のコメント](#)  
令和5年2月更新 [労働災害発生状況、今月のコメント](#)  
令和5年1月更新 [労働災害発生状況、今月のコメント](#)

今後も統計、再発防止対策好事例等を掲載予定。

### 関連機関

▶ [労働基準監督署](#)

▶ [ハローワーク](#)

▶ [北海道ビジネスサポート・ハローワーク](#)

▶ [厚生労働省ホームページ](#)

▶ [北海道公式ホームページ](#)

### お知らせ・ご案内

▶ [急性中毒災害を防止しよう](#)

▶ [アスベスト（石綿）情報](#)

▶ [「知って役立つ労働法」出前講座](#)

▶ [熱中症を防ごう！](#)

▶ [ハロートレーニング](#)

▶ [教育訓練給付制度](#)

▶ [子育て中の方への再就職支援のご案内](#)

▶ [北海道医療勤務環境改善支援センター](#)

▶ [求人広告掲載時のトラブル](#)

## 畜産業における労働災害防止について

### 馬（動物）の扱い以外の労働災害防止について

令和4年、令和5年に発生した畜産業における災害の10%程度は動物を取り扱っていないときに起きた災害。

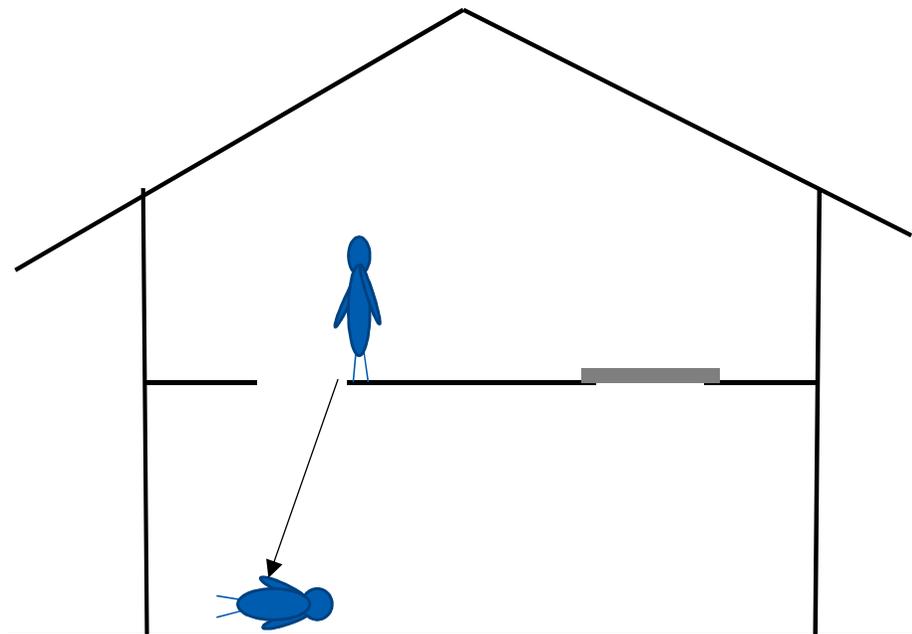
令和4年、5年に発生した、動物を原因としない災害件数

	厩舎等から墜落	はしご・脚立から墜落	重機等による災害	転倒	刈払い機による負傷	その他	合計
令和4年	2	1	0	3	2	3	11
令和5年 (速報値)	3	1	1	1	1	5	12

特に危険、  
けがの多い  
作業

高所作業  
重機を使用する作業  
刈り払い機を使用する作業

## 浦河署管内で発生した災害事例



### 【災害発生状況】

既舎の2階から寝わらを1階に落とす作業中、被災者が寝わらを落とす穴の付近でバランスを崩し、約3メートル下まで墜落。

### 【災害発生原因】

高所作業において、手すりの設置等墜落防止措置を講じていなかったこと。

手すりの設置が困難な場合においては、墜落制止用器具（安全帯）を使用しなければなりません。安全帯のフックをかける場所がない場合、親綱を張るか安全ブロックを設置し、安全帯が使用できる状態にしなければなりません。



安全帯

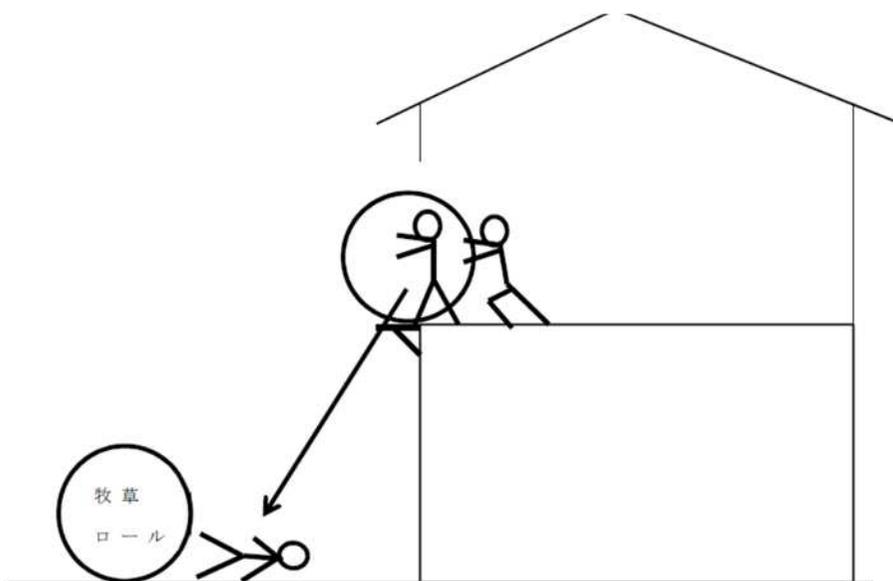


安全ブロック



表示

## 浦河署管内の過去の災害事例



### 【災害発生状況】

厩舎の2階から牧草ロールを屋外の地上に落とす作業を2名で実施していたところ、端部によりすぎていた被災者が約3メートル下まで墜落。

### 【災害発生原因】

高所作業において、手すりの設置等墜落防止措置を講じていなかったこと。

手すりの設置が困難な場合においては、墜落制止用器具（安全帯）を使用しなければなりません。安全帯のフックをかける場所がない場合、親綱を張るか安全ブロックを設置し、安全帯が使用できる状態にしなければなりません。



安全帯

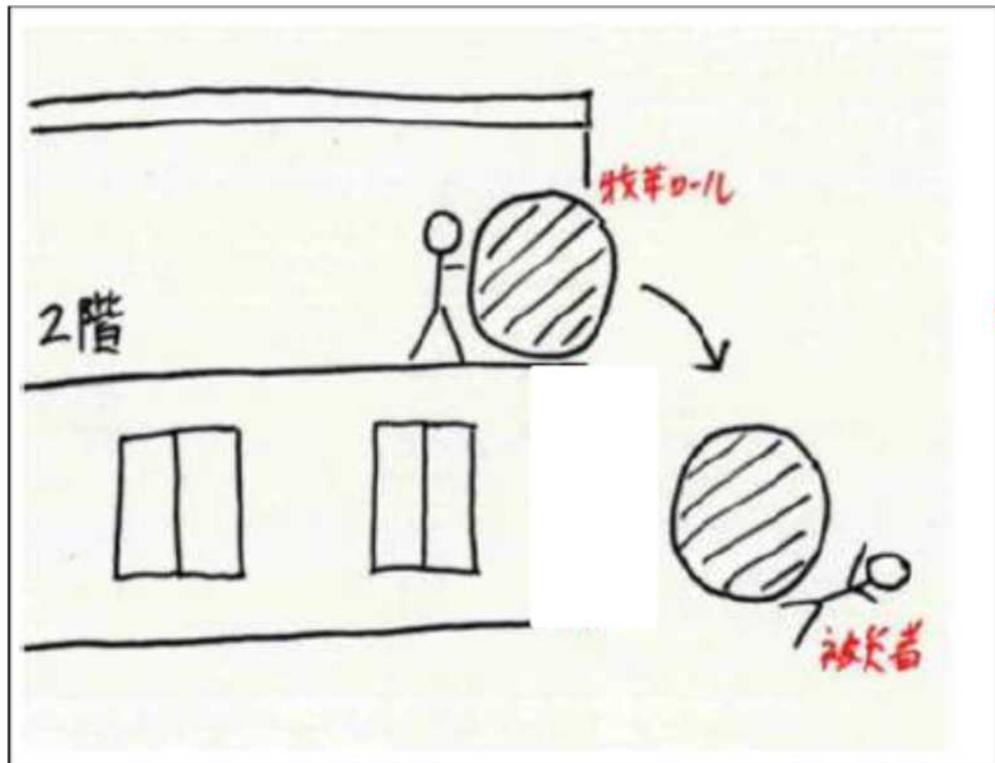
安全ブロック

表示

## 親綱、墜落制止用器具の使用例



## 牧草ロールに関する類似災害にもご注意ください。



### 【災害発生状況】

2階から落とされた牧草ロールの下敷きになったもの。

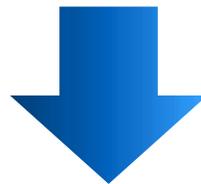
### 【災害発生原因】

○牧草ロール投下作業をする際、立ち入り禁止区域を明示しておくなど、牧草ロールの飛来に関する災害防止措置を行っていなかったこと。

### 高所からの墜落についてご留意いただきたいこと

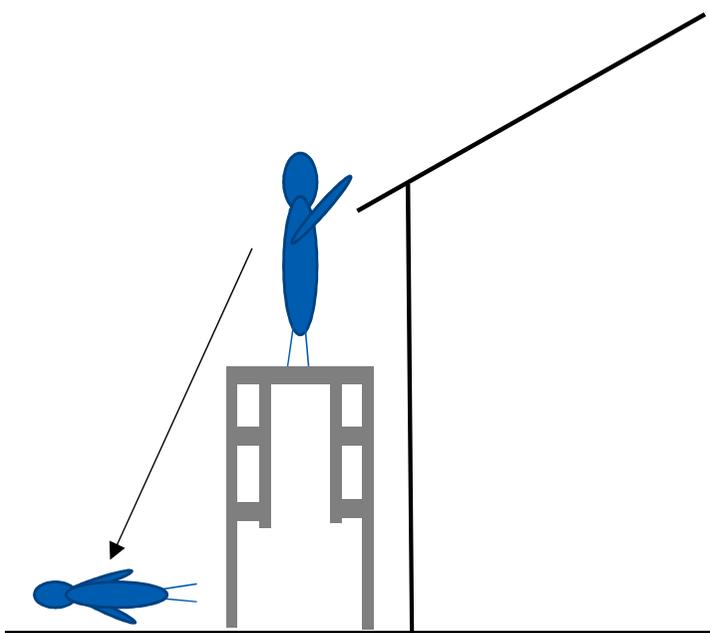
- 1階から2階へ上がる外階段
- 中2階へ上がる階段
- 中2階の床の端

墜落防止のための「手すり」はありますか？



労働者に使わせる場合は墜落防止のための手すりの設置が必要！

## 浦河署管内で発生した災害事例



### 【災害発生状況】

労働者が、足場上で建物の軒天をつかみながら移動していたところ、軒天が外れ、約2メートル下の地面まで墜落。

### 【災害発生原因】

足場作業において、手すり等の墜落防止措置を講じていなかったこと。

高さ2メートル以上の足場で作業

...墜落防止措置として手すり等を設ける義務

(安衛則第563条)

高さ1.5メートル以上の高さへの昇降

...安全に昇降するための設備の設置(安衛則第526条)

足場の組立て、解体等作業(地上での補助作業除く)

...足場の組立て等作業の特別教育(安衛則第36条)

高さ5メートル以上の足場の組立て、解体等作業

...足場の組立て等作業主任者の選任(安衛則第565条)

# 高所作業による労働災害防止について

## はしご、脚立の扱いにおいてはリーフレットを確認願います。

### はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

#### 作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

#### 「労働安全衛生規則」で定められている事項

##### 移動はしご(安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」  
(リーフレット)も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

### 脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

#### 作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

#### 「労働安全衛生規則」で定められている事項

##### 脚立(安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ2m以上の作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」  
(リーフレット)も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

## 重機による労働災害防止について

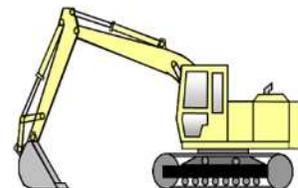


トラクターショベルによる牧草ロールの搬出作業

どのような義務が会社にあるのでしょうか？

車両系建設機械を使用した作業は有資格者が行ってください。

- ・ 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習



機体重量 3 トン未満は特別教育で可

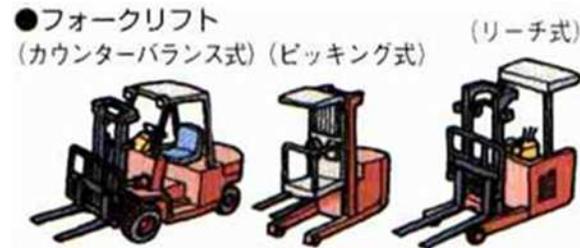
- ・ 小型移動式クレーン運転技能講習



つり上げ荷重 5 トン未満まで運転可

車両系建設機械を使用した作業は有資格者が行ってください。

・フォークリフト運転技能講習



最大荷重 1 トン未満は特別教育で可

注) 農業用トラクター (特になし)



車両系建設機械を使用した作業は有資格者が行ってください。

大型特殊自動車免許

... 道路交通法上の免許であり、  
**公道を走行する際に必要な資格。**

**技能講習と大型特殊免許は別の資格！！**

大特特殊免許とは別に技能講習等を修了する  
必要がありますのでご注意ください！

# 重機による労働災害防止について

## 特定自主検査を実施してください。

**特定自主検査対象機械** 作業前に検査済標章を確認しましょう

### 特定自主検査 お済みですか?

●フォークリフト ●不整地運搬車

●車両系荷役運搬機械 ●製地・運搬・積み込み用機械

●車両系建設機械 ●掘削用機械

●解体用機械 ●建設工事用機械

●掘削用機械 ●コンクリート打設用機械

●高所作業車

建設の都合上、各分類の代表的な機種を掲載しています。

特定自主検査や月別検査で知りたいことはこちらをご覧ください。  
当協会支部にお気軽にお問い合わせください。

**公益 建設荷役車両安全技術協会**  
社団法人 SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES  
北海道支部 〒090-0004 札幌市中央区南4条7丁目3-1005 博覧会プラザ5F  
TEL.011(271)7720 FAX.011(271)7580

2019年イメージキャラクター  
川原 幸恵さん

とCLPHA-CL

### ■ 検査済機械には

検査が済んだ機械には、見やすい箇所（運転席の付近など）に検査を実施した年月を明らかにする標章（ステッカー）を貼付しなければなりません。

[安衛則  
第151条の24第5項、  
第151条の56第5項、  
第169条の2第8項、  
第194条の26第5項]



### ■ 検査や必要な措置を怠ったときは

罰則(50万円以下の罰金等)が適用されます。

[安衛法 第119条、第120条、第122条]

その他、重機作業の計画を作成する義務があります。

# 刈払機による労働災害防止について

## 刈払機を使用させる労働者には「安全衛生教育」を！

### （安衛法第60条の2、努力義務）

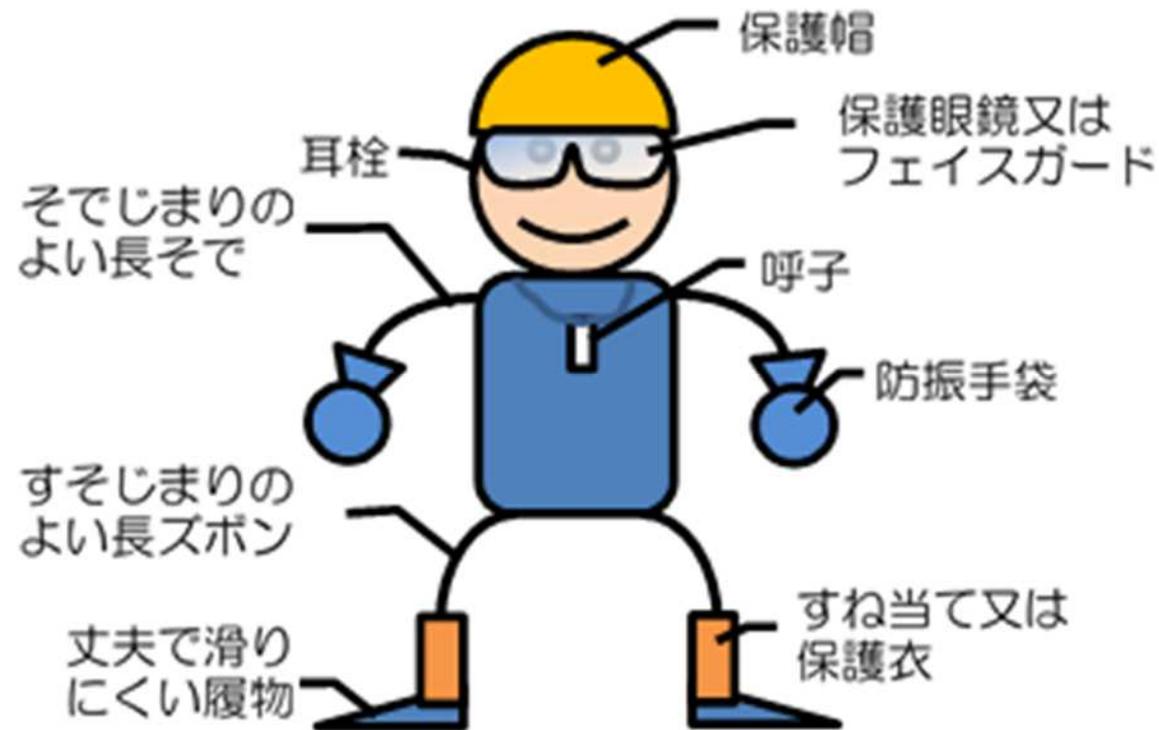
刈払機は接触による災害のほか、振動障害による労働災害の危険もあることから、下記の安全衛生教育を受けさせてください。

刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育カリキュラム

	科	目	範	囲	時 間
学科	刈払機に関する知識		(1) 刈払機の構造及び機能の概要 (2) 刈払機の選定		1.0
	刈払機を使用する作業に関する知識		(1) 作業計画の作成 (2) 刈払機の取扱い (3) 作業の方法		1.0
	刈払機の点検及び整備に関する知識		(1) 刈払機の点検・整備 (2) 刈刃の目立て		0.5
	振動障害及びその予防に関する知識		(1) 振動障害の原因及び症状 (2) 振動障害の予防措置		2.0
	関係法令		(1) 労働安全衛生法関係法令中の関係条項及び関係通達中の関係事項等		0.5
実技	刈払機の作業等		(1) 刈払機の取扱い (2) 作業の方法 (3) 刈払機の点検・整備の方法等		1.0

## 刈払機を使用させる労働者には保護具の装着を！

災害事例： ゴミが飛来して顔に当たる災害  
刈払機の刃が足に当たる災害



### 労働者に健康診断を実施してください！

- 常時使用する労働者（ ）について、  
雇い入れの際  
1年以内ごとに1回  
健康診断を受診させる義務あり。
- 費用は事業者負担。

国籍、年齢、パート、アルバイト等  
の身分に関係なく、週30時間以上  
(正社員の所定労働時間の4分の3以上)  
かつ1年以上に渡って働く労働者全て  
が対象。

# 労働者の健康確保について

	契約形態	正社員	パートタイム労働者					
			○無期契約 ○契約期間が1年以上の有期契約(契約更新により1年以上になる場合を含む)			○契約期間が6月以上1年未満の有期契約(契約更新により6月以上となる場合を含む)		
	週所定労働時間 (対正社員)	1	3/4以上	1/2以上 3/4未満	1/2未満	3/4以上	1/2以上 3/4未満	1/2未満
一般健康診断	雇入時の健康診断					△		
	定期健康診断 (1年以内に1回)					△		
	特定業務※1への配置換え時 に行う健康診断	◎	◎	○	△	◎	○	△
	特定業務従事者の定期健康 診断(6月以内に1回)					◎	○	△
健康特殊 診断	入社時、有害業務※2への配 置換え時に行う特殊健康診断	特殊健康診断については、契約形態および週所定労働時間によらず、あくまで有害業務に常時従事する場合に健康診断を実施する義務が定められています。						
	定期の特殊健康診断 (6月以内に1回)							

◎：労働安全衛生法を根拠に実施する義務があるもの。

○：法令上の実施義務規定は無いが「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」(平成5年12月1日基発第663号)により実施が望ましいとされているもの。

△：実施根拠規定がないもの。

※1：労働安全衛生規則第13条第1項第2号の業務

(深夜業を含む業務、重量物の取扱い等重激な業務、著しく暑熱な場所における業務、等)

※2：労働安全衛生法施行令第22条第1項の業務

(有機溶剤業務、特定化学物質の取扱い等の業務、放射線業務、石綿等の取扱い等の業務、等)

## 報告を必要とする場合

労働者が労働災害(業務上の傷病)その他、就業中または事業場内、若しくはその附属建設物内における負傷、窒息または急性中毒により死亡し、又は4日以上の休業をしたとき。

## 報告義務者

上記事由による死傷病労働者の所属する事業場の事業者

## 報告先

所轄労働基準監督署長

## 提出期限

上記事由が発生したとき遅滞なく報告する。

ご安全に！

